

第3回南丹市行政改革推進委員会 会議録

日 時	平成28年12月13日(火) 14時00分～16時35分
場 所	南丹市役所 本庁1号庁舎 3階 小会議室
出席者	【委員】 ＜出席＞ 的場信樹委員、玉井亮子委員、関戸幸一委員、垣村和男委員、 榎原克幸委員、森 祥子委員、中村千恵委員 ＜欠席＞ なし 【事務局】 阪口一雄（総務部長）、國府孝之（財務課長） 井尻哲也、大狩輝芳（以上、財務課） ※傍聴者、取材 なし

会議の内容は下記のとおりです。

1. 開会

（事務局） それでは失礼をいたします。皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第3回南丹市行政改革推進委員会の会議をはじめさせていただきますと思います。

開会にあたりまして会長からご挨拶をいただきたいと思います。

2. 会長挨拶

（会長） 座ったまま失礼いたします。今日の会議で3回目ということになりました。次回が4回目の会議になり行革大綱の答申をまとめていただくという段取りだと思えます。前回の積極的な議論の内容が今日の資料の中に盛り込まれていると思えますが、それに基づき前回同様に議論していただきたいと思えます。

3. 審議

（会長） それでは、早速はじめたいのですが、いろいろ資料がありますので資料の説明をお願いします。

（事務局） 「参考資料」「素案に関するご意見」「第1回、第2回 会議録」「委員の意見」「時間外縮減で検討会設置へ」の説明

（会長） 参考資料を今回、用意していただいた理由の説明をお願いします。

（事務局） 大綱の素案の中にもあるように、時間外勤務を削減したいということを記述しています。実際の時間外勤務の状況をお示ししたいということで配布させていただきました。また、

各種補助金についても大綱の素案に書いていますので、各種団体への補助金の状況を資料として配布させていただきました。

(会長) いずれも重要な資料で、行政改革をとらえていくうえで、補助金の取扱いであるとか、あるいは、職員の時間外とか、いろいろご意見があると思いますが、また議論の中でご意見に反映させていただければと思います。

(会長) パブリックコメントの特徴はどのようなものでしたか。

(事務局) 市民ニーズの把握をしていただきたいという内容のご意見がありました。また情報提供の推進ということを検討していただきたいというご意見がありました。庁舎建設に関する財源のことなど財政面についてのご意見、行政改革推進委員会の体制のこと、市民参画の推進に関するご意見がありました。

(会長) 具体的なお提案なんかもあります。私たちの結論に対して重要だと考えている問題と同じだと思います。市民参加の問題もそうですし、情報公開の推進もそうだと思います。これもまた議論のなかで何かご意見があればお出しいただきたいと思います。

(会長) ほかによろしいですか。

(委員) 議論の中でということになるのかもしれませんが、超過勤務の状況で子育て支援課が突出して超過勤務が多い。保育士の超過勤務が多いのか、それとも事務職が多いのか教えていただきたい。

(事務局) 事務職が多いですね。管内の保育所は下欄に載っていますので、事務職でございます。少し補足説明をさせていただきたいと思います。

確かに今、子育て支援課が多いということでこれはこれで問題があると思うのですが、一つは人が足りないのか、業務が多すぎるのか、超過勤務については、一つは季節的なものがあると思います。一年のサイクルのなかで、例えば税務課であれば確定申告の時期などに超過勤務が集中することがある。これは一つの例ですが。それぞれの課に特徴があるので一年の間、この月は集中的に仕事が増えるというような特徴が一つあります。今、ご質問いただいた子育て支援課、福祉部門については8月のものを見ていただいてもそうですが年中、超過勤務が慢性的にあるような感じがしますし、そういったところもあります。これは先ほど申しましたように、基本的に仕事が多いのか、人が少ないのかということが言えると思いますが、ただもう一つ、職種の関係がござまして、昼間の業務、特に子育て支援課あたりは、いろいろと相談業務が多い。夜に何をしているかという昼間の整理をしています。いわゆる議事録などを作っています。議事録というのは、特に子どもさんの相談でございますので、虐待など犯罪があった場合、記録があればのちのち、警察、刑法上の法律の問題に影響してきますので、しっかりと作成しておかなければならないということがあります。そういったことで、これは昼間できないので、どうしても夜になってしまうということで慢性的にこういった業務がある。だからこういうことも業務として改善していかなければならない。相談

員を増やすといったことも一つの方法ですし、もう一つは、いまそこに録音機がありますが、そういうものをパソコンに繋がますと文字が出てくるというようなものがあります。あとまた機械ですので実際に即した文字に変換されるかという疑問はありますが、そういったことの点検をすればよいということになりますので一から入力していく必要がない。そういった物を今後、導入していくことによって省力化できるのではないかと考えています。それぞれの課において業務の内容というのは違いますし、その課の特徴が違いますし、超過勤務の内容も変わってくると思います。

(会長) 超過勤務が多くある場合の対応の仕方ですが、年度で考えなければ解決できない問題なのか。例えば配置などの問題など。具体的にはどのような方法があるのか。

(事務局) 人を増やすとどうか、やはり業務の見直しをしなければならないと思います。もう一つの問題というのは、ある職員に超過勤務が偏っていないかということです。例えば10人の課でそのうち2人や3人がずっと残業をしている。あとの職員は5時を過ぎたら帰るといった状況がないか確認をしなければならない。まずは仕事の配分が課の中でできているか。そういったことは重要なことだと思います。もう一つは、悪い例ですがある人間がどこの部署へ行っても残業をするのです。仕事のやり方はそれぞれ違うと思います。勤務時間中に精一杯頑張っただけ仕事を残さず残業をしないように取り組んでいる職員もいれば、朝8時30分から始まって夜10時までが勤務時間ということでダラダラとやっている職員も中にはいると思います。もう一つは超過勤務手当が生活給になっている職員も中にはいるかもしれません。やはりそういったところの見直しはしていかなければならないと思います。先ほど機材のことも言いましたけれど、そういった物も超過勤務を解消するための手段になると思いますし、多方面で検討していかなければ解決できないと思います。

(会長) どうもありがとうございました。ほか何かご意見がありましたお出しただけならと思います。

なければ先に進めて行きたいと思います。先ほどご説明いただいた資料に関してはよろしいでしょうか。

(事務局) 補助金の関係についても少し補足させていただきます。一覧で番号をつけて補助先を記載していますし、年間の補助金の額が記載されています。簡単な補足ですが、平成18年に合併を致しまして、その当時の補助金の内容と現在の補助金の内容では変わっています。どこが変わっているかということですが、平成18年の当初は、補助の内容がその組織を運営するための補助金でございました。これはいわゆる人件費も含めてですね、その補助金でもって各団体が運営をしているというものでしたが、それを補助するためにはどのような根拠があるかということになります。本来、その団体というのは自力で組織を運営してもらわなければならないという考えがございますので、一つの事業をしていただいてそれに対する補助ということで現在は支払をさせていただいています。まだ、若干、運営に関して補助金を出しているところもありますけれど、基本としては、これ市長の考えですが運営に対する補助は今後出さないようにしていく。活動に対して補助をしていくという基本的な考えで今は補助金を支出させていただいています。全部が全部そういうかたち

なっていませんが基本的な考え方は合併当初から変わってきています。そういうことでご理解いただけたらと思います。

(会長) はい、どうもありがとうございました。補助金についても補足していただきました。この件について何かありますでしょうか。

(会長) (補助金が) 地域ごとで偏っていないでしょうか。

(事務局) まだあると思います。美山には旧村単位で振興会があります。そこへ運営に係る補助が出ています。ほかのところにはそういった組織がありませんので、補助金が出ていません。既存の組織に対する補助ということになりますので、旧町の時、どれだけ組織があったかによって変わってきます。ただ、合併したことによって一つの組織になったところも多くあります。昔は、4つの町ごとに出しておりましたが、一つの団体になったことで一本になったという形の補助をしているところもあります。そういったことで今そんなに偏りはないと思います。

(会長) 偏りが悪いという訳ではなくて、もしあるのであれば歴史的な経緯からそうなったのか、現状といますか、いま市政を推進していくために必要だという判断のもとでそういう状態があるのか。根拠がはっきりしていれば問題ないと思います。そういうことから伺いました。

(会長) それではほかによろしいですか。次に前回のまとめをしていただいている資料がありますので、修正点を説明をお願いします。

(事務局) 【修正箇所を説明】

(会長) ありがとうございます。最初に大綱の方の素案をみていきたいと思います。修正箇所を順番にみていきたいと思います。

(会長) 目次のところからいきますが、「情報公開の推進」と「情報提供の推進」とよく似ているので一つでも良いのかなと思ったりもしますが、あとのところでまた、ご意見をお聞きしたいと思います。

(会長) 1ページですが、「歳出の圧力」という言葉が難しいのではないかという指摘なのですが、これに関してはいかかでしょう。

(会長) 具体的に説明すると難しいかもしれませんが、こういう用語自体は使われていますので、この用語自体が難しいということはないのかなと思います。むしろ中身をきちんと理解して「歳出の圧力」だということが難しいので、それをここで具体的に説明するというのも、最初の第1章ということもあって性格からいってもいいのかなと思います。なにか良い知恵はないでしょうか。

(会長) 引き続き検討ということにしましょう。

(委員) 圧力ということですが、何に対する圧力なのでしょうか。

(事務局) 南丹市に対する圧力です。圧力がかかるとしんどくなるという意味です。

(会長) 普段あまり使われないかもしれないですね。またのちほど何かありましたら、意見を出していただきたい。とりあえず指摘をしていただいということで進めていきたいと思います。

(会長) 1ページのところで市民参加のことを加えていただいているのですが、これは私が前回、お話しをさせていただいたことでもあるのですが、第2章以下を見ていきますと、やはり市民参加についての新しい取り組みが書かれていますので、そういったことを最初に加えたほうが良いのではないかという思いで、前回は発言をしました。ですからこんなにたくさん付け加えなくてもいい。市民参加をさらに発展させ、間は飛ばしてしまって、市民と行政が同じ意識を持ち、市民と行政の協働を推進していくことがより必要ですというようなことで全体、第2章以下で整理されていることを包含できるのではないかと思います。

(会長) 文書のなかで市民参加と市民参画というのは区別されているのですね。

(事務局) 市民参加は広い意味で使っています。例えば市民参画は計画の段階から一緒に作り上げていくというような感じのことで使っている。

(会長) 市民参加には、市民参画も入るし、協働も入るとというのが考え方ですね。
よろしいでしょうか。具体的な中身というよりは、言葉の選択とか位置づけみたいな話ですので、具体的なところを少し話してからまた、戻るとのことふうにしたほうがよいと思いますのでこれぐらいにさせていただいていいですか。

(会長) それでは、次が4ページの基本方針3の「NPO法人」か「NPO」であるかといったところですが、いかがでしょうか。「NPO法人」というのは丁寧な言い方ではあるのですが、正式には特定非営利活動法人ということで Nonprofit Organization、日本語では非営利組織とか言ったりします。どのように使っておられますか。

(委員) 私どもの場合は、やはり事務局が先ほど説明されたように、法人とつけると現に法に基づいて法人格をもっておられる団体、もう少し広く、いわゆる非営利組織活動をされている法人格のない団体をNPOというように使い分けています。

(会長) なるほど。そういうことであればやはり使い分けておられる。

(委員) 法人を省くという説明は、私はずっと入ってきました。

(会長) そういうことでよろしいですか。それでは、5ページのところですが、ほかのところは前

回議論のあったところですが、それでは、両括弧1のところですが、この点についていかがでしょうか。

(会長) ご説明があったように公営企業にもきちっとした評価が必要ということで議論した記憶がありますので、それを反映していただいたのですが、何かこの点についてありますか。

(会長) 次の両括弧2のところ、これも京都の強みを活かした、活かすといった発言があったように記憶をしておるのですが、これもよろしいでしょうか。それから両括弧3のところですが、ここも丁寧に書いていただいているので分かりやすくなったのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

(会長) 5ページから6ページにかけてのところ補助金等は効果を精査しますという文言を付け加えるということで、先ほどの資料を用意していただくということです。指定管理者制度導入の評価制度ということ、先ほど公営企業の経営の質の見直しということと同じ主旨というふうに思いますがよろしいでしょうか。それから6ページの両括弧5のところなのですが、施設の更新、長寿命化など財政負担を平準化するという指摘ですね。

(会長) これも具体的な公共施設の配置については、計画の段階に入っているということでしょうか。もちろん入っているものあるし、入っていないものあるということなのですが。適正配置に向けた、なんというか計画、執行みたいなことはもう既にされているのでしょうか。

(事務局) 公共施設等総合管理計画なのですが、平成27年度、平成28年度の2ヶ年度にわたりまして、いま策定をしている最中でございます。一つは公共施設マネジメント白書というものを作りまして、公共施設の現況を把握するという内容になっています。公共施設等総合管理計画というのは、公共施設をどのようにしていくのか方針的な総論的なところをまとめ上げるものになります。それが平成28年度の3月までに作成をする予定をしています。その二つをもって次は最適な配置という公共施設の最適化計画、再配置計画、こういうのを平成29年度から実施をしていきたいと考えております。ですので、現時点では最適な配置というのは全くもってまだ手を付けられていない。その基礎となる総合管理計画とマネジメント白書というものをいま作成中ということでございます。

(会長) 今のご説明ですが、前回の議論の中では、地域の事情というのがあるので、そのところをきちっと踏まえるべきだという意見がございましたので、このような考え方が出てきたと思います。それについては、今日出していただいた、この中では触れられているような気がしますが、前回の議論で出てきた、地域の事情のあたりをもう少し検討できないでしょうか。

(会長) 6ページのところなのですが、何かご質問とかありましたらどうぞ。

(会長) 平準化という言葉なのですが、これもイメージでは分かるのですが、具体的に何かと言われると分かりにくい。

(事務局) 費用面で一時期に重なるようなことではなく、計画的に、年次計画をもって負担をしていくということが平準化です。

(会長) なるほど。大事なことなのでそれが行政では常識なのだと思いますが。

(事務局) 表現するのが難しいですが、山側を均す、平均くらいにするということですね。

(会長) 年々の財政負担を均していくということですね。

(事務局) 要するに負担が一時に偏ると負担が非常に大きくなる。

(委員) 説明を聞くと非常に理解できる。平準化という言葉そのものも理解をするのですが、何に対してデコボコが無いようにするのが平準化だけでは説明が難しい。ある時期に偏りが無いようにとか。そうすれば理解できる。

(会長) 行政の言葉というのはすごく厳密に使ってらっしゃいますね。やはり一つ一つの言葉に意味がある。それは分かるのですが、外から見たら分からない。

(事務局) どんどんおっしゃっていただけると嬉しいです。

(委員) 公共施設管理計画が3月までに練って作られるということですか。それはすごく大事なもののかなど。この中では、有効活用ということが書かれていて、今後何をすることも大事なものになっていくと思うのですよね。(計画を)3月までに作って、それは、これ(大綱)と同時に出ていくということなのですか。

(事務局) 公共施設の今後の方向を定めるためには、資料が要ります。例えば一つの施設ですが、この施設がいつ造られたのか、どれだけの規模なのか、使用頻度はどれくらいなのかとか、どこにあるのかなど公共施設全てにおいて、調査をして現状を把握する。先ほど白書と申しておりましたが、それが公共施設等総合管理計画の一部ですが、今後は、そういうものを使って、同じ施設が4つあるようなことがあります。それが4つ必要なかどうか、位置的な面で2つあればよい。あと2つはどうするかというような方向を出すための資料になる。これをまず作っておかなければ、次の再配置をするには難しい。それをいま2ヶ年度にわたって作っていく。

(委員) 具体的なものではなくて、基本的なものを出してそこからということですね。

(事務局) そういうことです。

(会長) 具体的な公共施設をどうするかといういろんな計画を3月までに作成するということですね。

(事務局) 具体的なものは、29年度以降になります。総合管理計画というのは、例えばスポーツ施設というので、この施設はこれだけなので、こういう方向性で整理しますとか、方針だけを定める計画となっております。施設群と言われていますが、民生施設とか行政施設とかという括りで、どういう方向性で整理をしたり、更新をしたりとかいう方針だけが出てきます。それに基づきまして再配置計画というのを29年度からやっていくということで進めています。

(会長) 今のお答えよろしいですか。

(委員) はい

(会長) ありがとうございます。いろいろな計画を実現していくためには、基本的な事項を定め、基本方針を作って、そして実施方針というそのプロセスがあるわけですね。読んでいるだけでは、なかなか分からない。

(事務局) おっしゃるように、難しいのは、再配置をこちらのほうで考えて、施設としてなくなるところもある。だからそれを市民の方に説明をして、ご理解をいただかないと実施できないということになりますので、その部分が非常に難しい。誰でもそうなのですが、自分が住んでいるところのすぐ近くにある施設は、近くに住んでいる方にとっては重要な施設である。だけれども南丹市全体から見たらそうとは言えない。それが統廃合によって無くなる可能性もある。現実にもそうことに直面していかなければならない。それを説明し、ご理解いただく、承諾いただくということは非常に難しいことだと思うのですが、それをしないと財政的には、もたないということになりますので、非常に重要な部分だと思います。

(委員) 無くす、無くさないというのは、市民の意見を聴いて決められるという形ですか。

(事務局) 勿論、パブリックコメントの募集もさせていただきますし、そのほかにも場合によっては地域を限定して回っていくことも必要かもしれません。

(委員) そうですね。

(委員) 委員は、やんわりとおっしゃっていますが、総合管理計画に基づきと書いてあるが、その中身が分からないのに、意見の言いようがないと思っておられるのではないかと思います。そうかと言って中身を出されても判断しにくいかもわかりませんが、そういうことなのではないかと思います。

(委員) 3月であれば（推進委員会での議論が）終わっていますので…。

(委員) 基づきという前提になっていますね。

(事務局) (大綱の策定が) 29年の3月ということになってしまいますので、(計画が) その時には、できているという前提でそれに基づいて、新たなことを、行革大綱に基づいてやりますよという進め方ですが、確かにおっしゃるとおりです。

(事務局) これはもともと総務省から平成26年ですが、この計画を作りなさいということで一方的に通知があったのですが、この計画を作る、作らないでは、違いがある。と言いますのは、施設自体を造る場合は補助もありますし、借金もできる。施設を取り壊す場合は、補助金はなく、自力で壊していかなければならない。この金額は非常に大きいですし、公共施設もたくさんあります。たくさん壊していくと財政的にすごい負担がある。でも計画を作っておけば、起債を借りて取り壊すことができます。統合する際の費用も交付金なり助成金で国が見てくれることもありますので、計画を作っておかなければ次の展開ができない。

(会長) 例えば「総合施設等総合管理計画を策定し～」というふうにして、客観的にその事実だけを淡々と記述していくというやり方もあると思います。

(事務局) (そうすると) 3月で(計画が) できてしまっているのに「策定し」になってしまいます。3月には「もの」があるのです。

(事務局) すごく難しいです。「基づき」ではなくてもう少し簡単な事実を記述するようなことを検討します。

(会長) 基本的には手続きだけの問題で、行政だけでなく具体的なプロセスによって、市の運営だとか、市民生活にとってどういう影響があるのかというところまで、我々も考えなければいけないと思うのですが、ただ限界がありますので、いまここで公共施設等総合管理計画を勉強しなおすというのは事実上無理ですし、ただ、皆さんの知識だとか生活の実態とかから必要だと思うことがありましたら、ご意見を出していただけたら良いと思います。

(会長) 平準化とかいろいろ私が気付かなかったところを指摘していただいたので、文書の修正をしていただけるとと思いますので次のところに入ります。

(会長) 7ページです。職員の方の働き方や仕事の内容についてのところですか。多様な能力を持った職員の育成というところを整理していただいています。第2回の委員会の時に、今後、職員の方の働き方が問題になりまして、その時に市民のニーズとか社会の変化に対応できる人材育成というところがすごく強調されていたというふうに思います。それが今回、削られている。ある程度、この点については定着しつつあると考えておられるのではないかと思いますし、そのように理解しています。その上で更に何を求められているのかということで、自己啓発ということで今回修正されている。自己啓発の上に「主体的な」とありますが。

(事務局) 主体的は削除します。

(委員) パブリックコメントなんかで市民ニーズをしっかりと受け止める仕組みなんかも作っていくということなので「市民ニーズや社会の変化に対応できる人材」というところ。削除するのはもったいないという気がするんですけど。

(事務局) 残す方向にします。

(会長) やはり基本中の基本だと思います。どこを向いて仕事をするかということで、市民のニーズや社会の変化だと思います。残しておくのが良いのかなと思います。

(会長) 女性職員活躍行動計画を削除する理由は。

(事務局) 特定事業主行動計画があるのですが、その中に女性職員活躍行動計画も一緒に入っているのです、大きな括りの特定事業主行動計画に修正をしました。

(会長) 女性が活躍できる環境づくりというところなので、残しておいた方がいいのではないのでしょうか。

(委員) おそらく特定事業主行動計画だけではわからないと思います。

(委員) 今、法的に策定しなければならないのでしょうか。

(事務局) 特定事業主行動計画を策定しなさいと義務付けされています。その中に女性が活躍できる行動計画、次世代育成などいろいろな項目があります。これが特定事業主行動計画になっています。

(会長) 特定事業主行動計画以外が女性の活躍できる社会をつくるための政策のパッケージになっているのですか。

(事務局) 育児をしながら働けるとかそういう部分についても特定事業主行動計画にあったと思うのですが、女性の職員行動計画だけではなく、特定事業主行動計画には、いろいろ女性の働く環境に関する項目があると思います。

(会長) 女性の管理職についてもでしょうか。

(事務局) そうです。女性管理職の割合なんかもあります。

(委員) この大綱の計画期間は5年ですよ。今は女性の活躍できるというのはホットワードだと思うのですが、5年後は女性と男性と一緒に協働で働きましようという考え方が定着している時期だと思います。だから5年後でいえば古くなっているように思います。もう少し女性だけがクローズアップされるのではなくて、「男性とともに活躍できるような」とか何か行政文書で用語があると思うのですが、もう少し良い用語がないかなと思います。

(事務局) 行動計画を策定するときにそういう意見がありました。特に女性だけを取り上げてという言い方が良いのか悪いのかわかりませんが、今、おっしゃるように男女共同ですので、差のない状況になってきているということ的前提にという意見も出ていました。そういうことで議論したことを覚えています。

(事務局) 両括弧3の名前が悪いのですね。

(委員) それを謳わないと推進しないからだと思いますが、おっしゃられるように5年後は、当たり前になっているのでということのところですよ。

(会長) 両括弧3のタイトルはこのままにして、最初の段落もこのままにして、第二段落のところ、生活しやすいとか、活躍しやすいとかの文言を入れることが考えられますね。

(事務局) 委員がおっしゃられたのは、表現的にいうとジェンダーというような感じですか。どういったらいいですかね。

(委員) 男女問わずとか。

(事務局) 特定事業主行動計画自体を入れるとおかしくなってしまうのでしょうか。

(事務局) これも年次計画になっています。平成31年度までの計画です。

(事務局) (大綱策定後) 2年で終わってしまいます。新たなものになってしまいますので。

(事務局) 平成31年には新たなものを策定しなければならないと思います。

(事務局) その時に男と女ということではなくて、もっと違うことになっているのではないかということですかね。

(会長) 社会的に男女共同参画と言われながら現実に進んでいるかと言うとやはりあまり進んでいない。女性が働きやすい社会をつくるためには、男性も変わらなければいけないというか、男性の意識改革という面だけではなくて、男性の働き方であるとかも変わっていかねなければならないということで議論もしていますので、割と早い時期に変化が起きると思います。

(委員) 女性だけでも、男性だけとかではなく、活かしあい、高めあいながら という感じはどうですか。

(会長) なるほど。

(事務局) 委員に一任しましょうか。

(委員) 考え方の一つとしてよろしいです。いま現状では、これをあえて女性ということを謳わないとそれが進まないというふうなことがあるのであれば、5か年の計画なのだけでも5年もかからずに目標を達成できればそれはそれで計画が推進して良かったという評価をできると思うので、現状を鑑みたときに、やはり女性ということをあえて謳ったほうが良いという考え方もできると思います。いま議論されていることはそういう部分なのかなと思います。男女がとってしまうと、かえって焦点がぼけるということは避けるべきではないかと。そうはいつても実は、順番狂いますが、9ページの女性委員の登用率の向上というのがあります。少し違和感がある。いま現状でそういうふうで大綱で謳っておかないと意識してできない現状があるのであれば、それはそれでいいのかなと思います。

(事務局) 少し紹介しますと、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画ということで、平成27年11月に示された事業主行動計画策定指針に基づいて、南丹市の現況を調査し、女性職員だけでなく、全ての職員が健康を維持し、その能力を十分発揮していきいきと働き、活躍できる職場環境づくりが重要であるという認識に立って、以下の取り組みを進めます。その取り組みの内容というのが、(1)仕事と家庭の両立のための取り組みということで、4つありまして読みますと、①人事担当課は、仕事と家庭の両立のために、働き方の改革の重要性について職員の意識啓発を行い、時間外勤務の縮減や年次有給休暇等の休暇取得の促進に努めます。②人事担当課は、仕事と家庭の両立を進めるうえで困難が生じたときなどに気軽に相談ができる体制を整備します。③所属長は、仕事と家庭の両立を支援するため、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進に積極的に取り組みます。④職員は、仕事と家庭の両立のために、効率的な業務遂行や積極的な休暇取得を心がけるようにします。目標としては、1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合を3%以下とします。これ一つ目ですね。いわゆる仕事と家庭の両立のための取り組みです。

二つめですが、(2)女性の登用推進のための取り組みということで、①人事担当課は、意欲と能力のある女性の登用に向けて、適材適所の人事配置に努め、これまで女性が配置されることが少なかったポストにも積極的に配置するなど幅広い経験の付与に努めます。②人事担当課は、女性職員を対象とした研修への積極的な参加を促すなど女性職員のキャリア形成を支援します。③所属長は、それぞれの職員の出産や育児等のライフサイクルにも配慮しながら、個々の職員の意欲や能力に応じた適切な指導や助言を行い、キャリア形成を支援するように努めます。目標としては、管理職の女性職員の割合を現状より10%引き上げるということでございます。

この二つが計画の内容になっています。終わりにということで、すべての職員が仕事も家庭も大切にしていきいきと働き続けられる職場環境の実現を目指して、本計画を着実に実行していくことが大切です。自分自身のこととして捉え、それぞれの立場で取り組みを進めましょうというような内容になっています。だからいま女性職員が前面に出てはいますけれど、全ての職員が基本になっています。内容としてそういうことになります。

(会長) 男女とも働きやすい職場をつくるという意味で言うと、未来志向的ではあるが、いまの段階では、やはり女性を主役とする環境づくりを進めていく必要があるという評価をしたう

えで、この両括弧3の女性の活躍に関するタイトルは残し、第二段落の特定事業主行動計画の表現の仕方といいますか、これだけ出てきただけでは何のことかわかりませんので、このところをきちっと説明していただくことが最低限の方向性かなと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) いま申し上げた内容は、正式名称は女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画ということになっています。ここは特定事業主行動計画だけではなく、女性職員の活躍の推進に関するというのを前に付けて特定事業主行動計画を推進しますということにすればより分かると思います。

(委員) せっかくの機会ですので聞きますが、女性の活躍できる環境づくりというのをあえて謳うことに関して、女性委員はどう思っておられるのか。文言については、いまおっしゃられたので良いと思います。

(委員) 南丹市だけではなく、市町村の管理職の方とお会いする機会が結構あるのですが、男性の方が圧倒的に多くて、女性は少ないというのが現状だと思うのですね。今回、こちらの委員会に参加させていただいてもそう思いましたし、国の推進計画とかありますので、南丹市としても設けた方が全国の平均値を達成できるだろうと思います。入れることによって豊かな計画にできると個人的には思います。今まで男性が占めてきたところに女性が入るということは難しいことだと思いますが、世界的な流れをみても女性が楽しく暮らすというのは普通のことです。盛り込んでもいいのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(事務局) 最近なのですが、市役所の新規採用の女性職員ですけれども、道路河川課に2名います。昔であれば庶務的な仕事をしてもらっていたのですが、今は土木技師として入ってきています。都市計画課にも技師が1名います。ここ2年、女性の技師を採用しています。以前に比べてだいぶ変わってきていると思っています。

(会長) 学生のことなんかを考えたりすると、スピードを上げて急速に変わっていくが良いのかなというふうに思います。

(会長) ワークライフバランスという文言が入っていますが、入れた理由を教えてください。

(事務局) 超過勤務とも関連するのですが、まず超過勤務を削減して子育てであったり、自分の趣味の時間であったり、仕事と家庭の両立という部分を入れたいと思いましたので、修正をさせていただきました。

(会長) わかりました。このところはよろしいでしょうか。

(会長) それでは先に進めさせていただきます。両括弧5の簡素で効果的な組織体制の構築という

ところで修正が入っておりますが、追加部分の意味がわからない。

(事務局) 時代の変化に対応した簡素で効果的な組織というのが、どんなことなのかと言われれば答えられないということで、後ろに注釈で施策を迅速、的確に展開できるということで補足をしているというような構成になっています。ですので、時代の変化を消して、各種施策を上にもっていくと辻褃があうのかなど。簡素で効果的な組織体制が必要ですくらしいにすれば良いのかなと思います。

(会長) 簡素で効果的な組織体制を具体的に説明していただいたということなのですね。趣旨は説明していただきましたし、これはこのままでということをお願いします。次ですが、3つ目の段落になります。支所についての指摘になります。前回の委員会の議論を踏まえて修正されている点に関してどうですか。

(会長) 最初の文書で職員の配置などを勘案しながら行政サービスの向上、効率化に向けて支所の在り方を検討するという文書の流れになっていますが、通常こういう場合ですと、行政サービスの向上とか効率化に向けて支所の在り方の検討をしながら職員の配置などを行っていきますという文書になると思います。

(事務局) 修正します。

(会長) 広大な市域を有する地域の特性といったところが前回の委員会の反映だというふうに思いますが。よろしいでしょうか。

(事務局) ただ、ここではどうでしょうかね。支所の在り方を検討するのですが、行革なので人も減らしていかなければいけない、その中で支所の存続そのものを維持できるかという問題があります。だから恐らくいまは総合支所として残していくという考え方で議会での答弁を市長がされています。その形ですと続いていくかどうか。行革ですので人が減っていくと思いますが支所が維持できるかという問題はあるかと思います。だから行政サービスというのは、当然サービスの質を落としていくことはできないですが、物理的に人が減ってくるとできないという部分はありますので、それは本庁でカバーしていく。消してありますが、本庁と支所の在り方というのはまさにその部分だと思います。業務分担なんかもしていかないと今まで、支所でしていたことを本庁でやるようなことでカバーしていけないと恐らく行政改革というのはいけないだろうと思います。

(会長) そういう必要性につながってくる。圧力という最初の言葉にもありましたが。

(事務局) もう一つは八木、日吉はまだ本庁に近いので、極端なはなし無くなってもそんなに影響ないと思うのですが、美山は距離があるので最終的に支所は無くせないと思うのです。これは私の主観がかなり入っています。そういう見方をみんなしているのではないかと思います。現実にそういう問題があることは事実です。これをどう表現していくか非常に難しいなと思います。

(事務局) 前にご意見をいただいたのは、何年度に支所制を廃止しますと入れたらどうかということで指摘をいただいております。

(委員) 廃止も視野に支所の在り方の検討という表現になっていくのですね。

(事務局) 消してある部分はかなり重要なことではないかなと思うのです。

(会長) 職員の配置は別として、行政サービスの向上と効率化に向けて、消した部分を入れて、本庁と支所の業務分担などの整理を含め支所の在り方の検討を行っていきますとした方がより具体的ですね。

(会長) よろしいですか。次回が最終的な確認ということになりますので、是非また委員会の間にいい知恵がありましたら出していただきたいと思います。

(会長) 外郭団体については、これも分かりにくい用語ということですが。

(事務局) 一般的に使われている用語ですが、最終的には用語の説明をつける予定です。

(会長) それでは9ページにいきます。市民参画の推進ということで、修正が入っているところですが、全体としてはこういうふうな書き方でいいのかなと思います。先ほど公募枠の拡大や女性委員の登用などの文言が入れられていますのでこの点について、もう一度問題提起をお願いします。

(委員) 先ほどのこととは矛盾するのですが、女性委員の登用率の向上というのを敢えて書かなければいけないですかとふと思ったのですが、先ほどの議論でいくと書いておいてもいいのかなと思います。

(事務局) 入れた意図としては、女性政策の担当課が審議会の委員の比率を高めるというようなことを推進されているので、今回入れました。特段、市役所内で記述したほうが良いという意見があったわけではないので削除することも検討します。

(会長) ここを具体的に書いていただいたということで、情報公開とかに対する要望、意見がありますので、訂正した内容で良いと思います。両括弧2のところですが、先ほどの市民参加の問題ですので、あえて必要ないのかなと思います。今までのところ含めて各項目こういう内容が入っています。ただ、両括弧2のところの表題なのですけれど、これって分かりますかね。多様な主体というのが。

(事務局) 主体がたくさんあるということです。

(会長) 主体を並べるとかした方が良いかもしれませんね。

(事務局) また表現を考えてみます。

(会長) 10ページです。情報公開の推進の関連です。あえて新しい項目を起こしたということで情報提供の推進です。情報公開の推進の中に情報提供の推進が入っているのかなと思ったのですが、それはいかがでしょうか。

(事務局) 他の市町の大綱を見ますと同じ項目で両方あげているところもあれば別々にしているところもあります。それで今回、素案に対するパブリックコメントを頂いた中に、情報提供に関する項目がないという意見がありましたので、修正案では分けて書かせていただきました。内容的には情報の公開も提供もよく似たものではあると思いますが、制度的には違うもので情報公開は手続きが必要であるし、情報の提供というのは、手続きは特に必要ではなく行政から発信しているという違いがあるとは思いますが。

(会長) 分けるということはそれだけ強調したいという考え方として受け取らせていただいてこのままでいいかなと思います。

(委員) SNSで情報発信をするということを付け加えていただきたいと思います。

(事務局) 前回、委員さんからも意見としていただいておりますので修正させていただきます。

(会長) 11ページで、行政改革推進委員会委員の任期について意見が寄せられています。1年では短いので作った大綱に委員会として責任をもつべきで5年間の任期にすべきだという意見です。自分の委員会の任期を自分で決めるというのは違和感があるのですが、いかがでしょうか。

(会長) 任期1年というのはメリット・デメリットがあると思います。この委員会というのは、議会でもなくて、本来、議会が決めるものを私たちが素案を提供して、それを検討していただくということですので、議会が責任をもってチェックされる。私たちは一市民としてチェックする。そういう在り方が基本としてあるのではないかなと思います。あえて5年にしなくてもいいのではないかなと思います。

(委員) パブリックコメントのご意見の趣旨は、全くわからないことはないのですが、ただ条例でこうなっている以上、それに反することはできません。5年間の計画期間中ずっとということであれば位置づけをそのようにして改正なんかをしていただくことしかないのではないのでしょうか。

(会長) チェックするといってもどんな権限があるのか。権限を持たせるというそういう性格のものでもありません。だから、先ほど言いましたように基本は議会で推移については、しっかりとチェックをしていただくということに尽きると思います。

(委員) 策定した者が管理に関わるということは、メリットもありますが、自分たちの作ったものはいくらでも解釈できるといったデメリットがある。管理をしていくことまで含めて委員の役割としてやっていくことは大変危険であると思います。策定した者と管理、評価というところを分けて考えないといけないということが行政の計画をつくるうえでの前提となっています。私個人的には、任期というのは策定をし、1年で十分だと思っています。あとは議会の方が管理をしていくというのが通常なのではないかと思います。それについて意見を言いたいのであれば、評価委員会にかけて評価していただくというのが市民参画の進め方ではないでしょうか。

(会長) 明確な根拠を述べられましたので、そういうことでよろしいですね。時間も4時20分になってしまいました。最後に事務局からありましたらよろしくをお願いします。

(事務局) 今日は推進計画の議論が少し深められていけませんので今日、持ち帰っていただいて意見をまたご用意いただけましたら幸いかと思います。特に推進計画の核になりますのが目標になります。この部分についてご指導なりご意見をいただきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

(会長) 目標というのは。

(事務局) 1ページになります。

(会長) 1ページの4番ですね。

(委員) 平成27年度実績で出ている数字に比べて目標となる数字が下回っているほうが良いのに、上のほうが使われているあたりがどうなのかなと単純に思います。

(事務局) おっしゃるとおりです。通常目標を定めるには現状よりも数値的には良くなっていなければならない。経常収支については、数値的には低い方が良いのですが、90.8%が91%以内となっていますし、実質公債比率も同じように低い方が良いのですが、18%というのは起債を発行するのに同意がいるという値になります。それにはかからないようにということです。将来負担率もこれも数値が低い方が良いということになります。財政規模ですが200億を超える予算が組めるかどうかです。普通交付税の合併特例が無くなってしまふのが平成33年度です。平成32年度までですので平成33年度は特例が全くありません。そこで200億を超える予算を組めるかどうかです。その時点にならないと分かりませんが恐らく難しいと思います。財政的にみていきますと上の数値が物語るように、非常に収入が減ってきますので、財政規模は小さくなってきます。数値的にも悪化するだろうという見通しがあります。だから今、行政改革をして行こうというようなことになるわけです。今、予想ですがこの数値を堅持できればよいのではないかと思います。もっと良い数値が実績として出れば良いなと願いたいのですが、いまこれぐらいの数値が堅持できればというような思いです。もっと目標を高くもってやらないといけないということであればそういう形で数値を入れて行きたいと思います。

(会長) 計画を立てる前提条件が大きく変わるわけですので、そういう事情をご説明いただきました。数字をどうするかというのは難しいところがあります。

(事務局) 良い要因がない。交付税の話をしました。加えて人口も減ってまいりますし、当然税収入が減ります。

(事務局) 説明をしたら分かっていただけだと思いますが、一番上は100を超えるであろうという予測を立てています。これを何とか現状維持したいという思いで入れています。どうしても収入が減りますので、率は跳ね上がってしまいます。

(会長) この部分については、次回の委員会の際に疑問点を出しながらもう少し議論したいと思います。それではありがとうございました。

(事務局) 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。次回は、1月16日(月)の14時からです。市役所で開催させていただきますが、また正式な通知文書は後日送付をさせていただきます。先ほども会長からございましたが最終となります。仕上げということになりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。これをもちまして閉会とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。